

あなたの命を守るために、
要援護者台帳への登録が始まります！

加東市では、災害時に自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）に対して、災害情報の提供や避難の手助けを、身近な地域の中で行える体制づくりを進めています。
このたび、体制づくりの第1段階として、自力での避難が困難な方のため、地域において避難時に支援を希望される方を、要援護者台帳へ登録させていただきます。登録対象となる方には8月から12月にかけて、順次、登録希望調査票（兼申請書）をお届けしますので、ぜひご登録ください。

《加東市要援護者台帳登録の仕組み》



【登録対象となる方】

- ① 介護保険法による要介護認定を受けておられる方（介護が必要な方）
 - ② 身体障害者手帳1・2級の方 ③ 療育手帳Aの方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ⑤ 高齢者のひとり暮らしまたは高齢者世帯で福祉票を提出されている方
- 上記①～⑤のいずれかに該当する方で、自力避難が困難である方

【登録の手続き】

順次、登録希望調査票（兼申請書）をお届けしますので、必要事項を記入し、返信してください。

【登録についての相談・問い合わせ】

福祉部高齢介護課（レポートやしろ） ☎43-0440
福祉部社会福祉課（社庁舎） ☎43-0409



国民健康保険加入者で、
高額な医療費を支払われている方へ

国民健康保険加入者で、高額な外来診療を受けたとき、又は入院時に医療機関で1か月に支払われる一部負担金が自己負担限度額（※1）を超える場合、超えた分は、市が医療機関に支払い、みなさまは自己負担限度額で済む制度があります。

※1 窓口支払いの上限額（月当たり）は、年齢や所得などの世帯状況により異なります。

限度額適用認定証等の交付には申請が必要です。

この制度の利用を希望される方、または既に利用されている方で8月以降も引き続き限度額適用認定証が必要な方は、改めて申請の手続きをしてください。（限度額適用認定証の有効期限は、毎年7月31日で、自動更新されません）

※認定証は、申請月の初日から有効となります。所得要件等を判定し、後日郵送でお届けします。

問い合わせ
市民安全部
保険・医療課
（滝野庁舎）
☎48・3002



区分	申請手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方	保険・医療課または各庁舎の窓口センターで「限度額適用認定証」等の交付を申請してください。（手続きには国民健康保険被保険者証と印鑑が必要です。）	「限度額適用認定証」等を窓口に表示してください。
70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方 （世帯主および国保被保険者が住民税非課税）	※対象者と別世帯の方が申請に来られる場合は、委任状が必要です。	
70歳以上75歳未満で住民税課税世帯の方	新たな手続きは必要ありません。	「高齢受給者証」を窓口に表示してください。

※国保税の滞納がない世帯に限ります。

ひとり親等家庭の方への
支援が変わります

加東市では、これまで、障害者手帳等をお持ちの方に加え、ひとり親等家庭の方を対象として、年1回・10月に加東市福祉年金を支給してきました。一方で、ひとり親等家庭の方に協力をいただいた調査では、一時的な経済支援よりも就労支援・各種相談のさらなる充実を求める声が強いことがわかりました。
就労支援による雇用環境の改善は根本的な経済支援となります。そこで、今年度からひとり親等家庭の方への福祉年金を廃止させていただきます。当該費用を就労・自立の支援、DV等各種相談の強化にあっていつでも相談でき、真に困った時の力になれる体制を構築します。

経済支援から
就労・自立支援に回す

08

お問い合わせ 福祉部子育て支援課（社庁舎） ☎43・0408

ひとり親等の家庭への
経済支援をご存じですか？

児童扶養手当

ひとり親家庭等の児童が18歳に達する年度の3月31日まで、児童を養育している父または母等に支給されます。前年の所得や養育している児童の人数により、支給金額が異なります。

児童1人の場合

- 全額支給の場合
月額41,430円
- 一部支給の場合
月額9,780円

児童2人の場合

右記の額に5,000円の加算

児童が3人以上の場合

さらに3,000円ずつ加算

お問い合わせ 福祉部子育て支援課（社庁舎） ☎43・0408



母子家庭等医療費助成制度

医療機関にかかった時の医療費の自己負担分が軽減されます。（所得制限あり）

外来

医療機関ごとに、1日600円を限度とし、月2回まで自己負担。（3回目以降は無料）

入院

医療機関ごとに、月2,400円を限度とし、1割を自己負担。
※低所得世帯はさらに負担が軽減されます。

問い合わせ 市民安全部保険・医療課（滝野庁舎） ☎48・3004



就学援助

児童扶養手当を受給している方は、学用品費・校外活動費・新入学用品費・学校給食費・修学旅行費等、就学に必要な経費の一部が援助されます。該当される方は、学校を通じて申請が必要です。

問い合わせ 教育委員会教育総務課（滝野庁舎） ☎48・3333

保育料の軽減

保育料の階層区分が2階層、3階層の方、児童扶養手当の認定を受けられている方は保育料が軽減されます。

問い合わせ

福祉部
子育て支援課（社庁舎）
☎43・0408



自立支援訓練給付金

就労に結びつく指定教育講座を受講した場合、経費の2割（上限10万円）が支給されます。事前相談や受給資格の確認が必要です。

問い合わせ 福祉部子育て支援課（社庁舎） ☎43・0408

高等技能訓練促進費

看護師や介護福祉士などの国家資格を取得するため、2年以上養成機関で修学する場合、2年を限度に支給されます。事前相談や受給資格の確認が必要です。

市町村民税非課税世帯
月額 100,000円

市町村民税課税世帯
月額 70,500円

問い合わせ 福祉部子育て支援課（社庁舎） ☎43・0408